

仕 様 書

- 1 業 務 名 令和7年度熊野保健所剪定等業務委託
- 2 契約期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
- 3 施工場所 熊野市井戸町383番地（熊野保健所庁舎敷地）
- 4 業務概要
 - （1）実 施 日 土日、休日を除く開庁日の任意の日
 - （2）実施時間 8時30分～12時、13時～17時15分の適時
 - （3）実施回数 1回
 - （4）実施場所 別添「剪定等作業箇所」のとおり
 - （5）委託内容 剪定作業及び作業に伴うごみの運搬処理
- 5 その他
 - ア 実施日及び実施時間については、担当者と事前に調整を行うこと。
 - イ 剪定作業は原則としてその日の作業区間について後片付け及び清掃まで完了させること。
 - ウ 作業にあたっては、周囲に対して安全を図ること。
なお、建物施設及び配線配管類を損傷した場合は、受注者の責において補償等を行うこと。
 - エ 作業にあたっては、飛び石等に細心の注意を図り飛散防止対策を講じること。
なお、駐車車両及び通過車両を損傷した場合は、受注者の責において補償等を行うこと。
 - オ 道路使用許可申請等作業にあたり必要な関係官公署等への諸手続きは受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担すること。
 - カ 実施報告として、作業前、作業中、作業後の現場写真を提出すること。
 - キ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - （ア）断固として不当介入を拒否すること。
 - （イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ク 受託者が キ（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件落札資格停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じます。